

2021年8月スリランカオンラインセミナー (刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～)

国際協力部教官
及川裕美

1 背景及びオンラインセミナーの目的

- (1) 2021年8月スリランカオンラインセミナー（以下「本セミナー」という。）は、2019年度から実施されているスリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）に対するJICA国別研修の一環として行われたものである。
- (2) スリランカに対するJICA国別研修においては、同国で極めて深刻な刑事訴訟の遅延が生じていることに鑑み、検察官、裁判官、弁護士等の実務家を対象に「刑事訴訟の遅延解消」をテーマに捜査・公判等、比較的幅広い分野について日本側の知見を提供する研修等を実施しているところ、2021年3月及び4月にオンラインで実施した本邦研修¹後、同研修参加者から日本における訴追裁量を研修で取り上げてほしい旨の要望があり、また、同研修のテーマであった公判前整理手続においても、引き続き強い関心が示されたことから、本セミナーでは、訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続を取り上げ、スリランカの訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続の実務の運用等を検討し、実現可能な刑事訴訟遅延解消策を考察することを目的とした。

2 セミナー日程

2021年8月10日（火）から同月13日（金）の4日間
日程の詳細は別添の日程表を参照されたい。

3 セミナー参加者

司法省職員、検察官（法務長官官房所属）、弁護士（スリランカ弁護士会所属）、高等裁判所裁判官²、マジストレイト裁判所³裁判官、合計31名

4 本セミナー総括

(1) 本セミナーのプログラム

本セミナーでは、日英米三か国の法曹による講義を実施し、英国における刑事訴訟の遅延解消に向けた取組、日米各国における訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続の運用状況等について知見を共有するとともに、スリランカの法曹三者をパネリスト

¹ 本邦研修の報告については、ICD NEWS 第87号（2021.6）209頁以下に掲載。

² 高等裁判所（High Court）は、起訴（Indictment）された事件の第一審裁判所になるため、原則として控訴審を行う日本とは異なる。

³ マジストレイト裁判所（Magistrate's Court）は、一定の軽い犯罪の第一審裁判所であり、また、重大犯罪の予備審問（Preliminary Inquiry）も担当する。

として訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続をテーマとするパネル・ディスカッション等を実施した。

ア 日本側の講義

(ア) 法務総合研究所国際協力部教官による講義

日本の訴追裁量・起訴基準，公判前整理手続の運用及び訴訟遅延防止策に関する講義をそれぞれ行った。

公判前整理手続の運用に関する講義では，殺人未遂の架空事例において公判前整理手続がどのように行われるかを国際協力部教官がそれぞれ法曹三者を演じて寸劇形式で説明したところ，多くのセミナー参加者から，非常に分かりやすかったなどの好意的なコメントがあった。また，スリランカでは，検察官と弁護人が対立することが多く法曹三者が協力的に争点整理を行うことが難しい現状にあるため，日本の法曹三者が争点を整理するという共通の目標に向かって協力して公判前整理手続が行われていることに対して高い関心が寄せられた。

(イ) 原琢己弁護士（元司法研修所刑事弁護教官）⁴による講義

捜査段階の弁護活動及び公判前整理手続について弁護人の観点からの説明があった。

弁護人が捜査段階において被害者と面談して示談交渉をする場合があるとの説明に対しては，捜査段階において被害者に接触することは「witness tampering」として敬遠されるスリランカの実情を背景に，セミナー参加者から，捜査機関及び弁護人が被害者に接触することによる罪証隠滅の可能性等の質問がなされ，日本とスリランカの考え方の違いを肌で感じた。

イ エメリー アドラディオ氏⁵（米国国際開発庁（USAID）司法プロジェクトスリランカチーフ）による講義

米国の訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続の運用について，有罪を立証する証拠があったが不起訴処分となった事例や公判前整理手続によって争点が整理された結果証人尋問が不要となった事例など，多くの具体的事例を引用した説明があった。

訴追裁量・起訴基準については，セミナー参加者から，訴追裁量に伴う汚職の防止策に関する質問や，検察官が前記ア(イ)のとおり公判前段階で被害者に接触できないため，被害者の証言が信用できないことを理由に公判前に不起訴処分とすることが困難であるなどのスリランカの実務について説明があった。

本セミナー実施時点において，スリランカでは公判前整理手続導入のための刑事訴訟法改正案が成立間近と考えられており，同改正案では公判前整理手続を担当する裁判官が公判も担当する旨が明記されていないことから，セミナー参加者からは，公判前整理手続を担当する裁判官と公判を担当する裁判官を同一とした場合の

⁴ 原弁護士は2021年3月及び4月にオンラインで実施した本邦研修においても，講義を担当された。

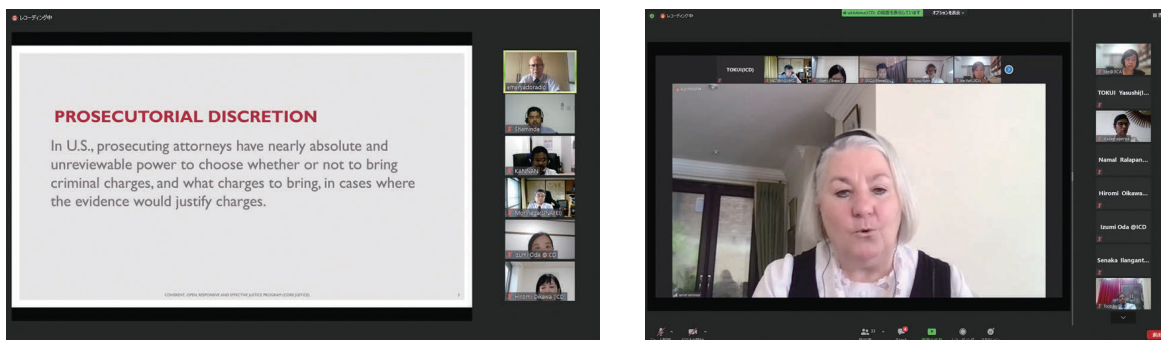
⁵ アドラディオ氏は米国の元検察官である。

弊害等について質問がなされ活発な意見交換が行われた。

ウ ジャニス ブレナン氏⁶（英国のバリスタ）による講義⁷

ブレナン氏からは、英国の刑事訴訟の遅延解消に向けた取組として、英国の「Plea and Trial Preparation Hearing」の制度等について説明があった。

多くのセミナー参加者から、本セミナーにおいて日英米三か国の司法制度について学ぶことができ有意義であった旨の感想が寄せられた。



【左：アドラディオ氏の講義の様子、右：ブレナン氏の講義の様子】

エ パネル・ディスカッション等

本セミナーにおいては、スリランカの法曹三者をパネリストとして訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続をテーマとするパネル・ディスカッションをそれぞれ実施するとともに、最終日にも主に同テーマを内容とするセミナー参加者全員を対象としたディスカッションを実施した。なお、訴追裁量・起訴基準をテーマとするパネル・ディスカッションにはアドラディオ氏も参加した。

各パネル・ディスカッションの冒頭においては、スリランカの法曹三者それぞれがスリランカの訴追裁量・起訴基準及び公判前整理手続について各10分程度説明した。発表者が自発的にパワーポイントを作成して発表したり、議論が白熱して予定時間が超過したりするなど、セミナー参加者は非常に意欲的にパネル・ディスカッションに参加した。

訴追裁量については、スリランカの裁判官及び弁護士からは積極的に行うべきとの考えが示された一方、スリランカの検察官からは証拠がある以上起訴すべきであるとして訴追裁量の行使に消極的な考えが示され、スリランカの法曹三者の内部における訴追裁量の捉え方の相違が浮き彫りとなった。

公判前整理手続については、同手続導入のための刑事訴訟法改正案には明文化されていない事項が多いこと、具体的には、公判前整理手続における裁判官の争点整理の可否、同手続終了後の新たな主張・証拠の顕出の可否、同手続への被告人の出

⁶ ブレナン氏は、UNAFEIの第158回国際研修及び第172回国際研修においても、講義を担当された。

⁷ ブレナン氏は、本セミナー実施日には先約があったため、事前に、ブレナン氏の講義及びブレナン氏と国際協力部教官との質疑応答をビデオ撮影し、本セミナーで同ビデオを上映した。

席の可否等が明文化されていないとの説明があり、この点に関しては、明文化されていないからこそ実務で弾力的な運用ができるとの意見や同改正案を修正して明文化すべきとの意見など、多数の意見が活発に交わされた。

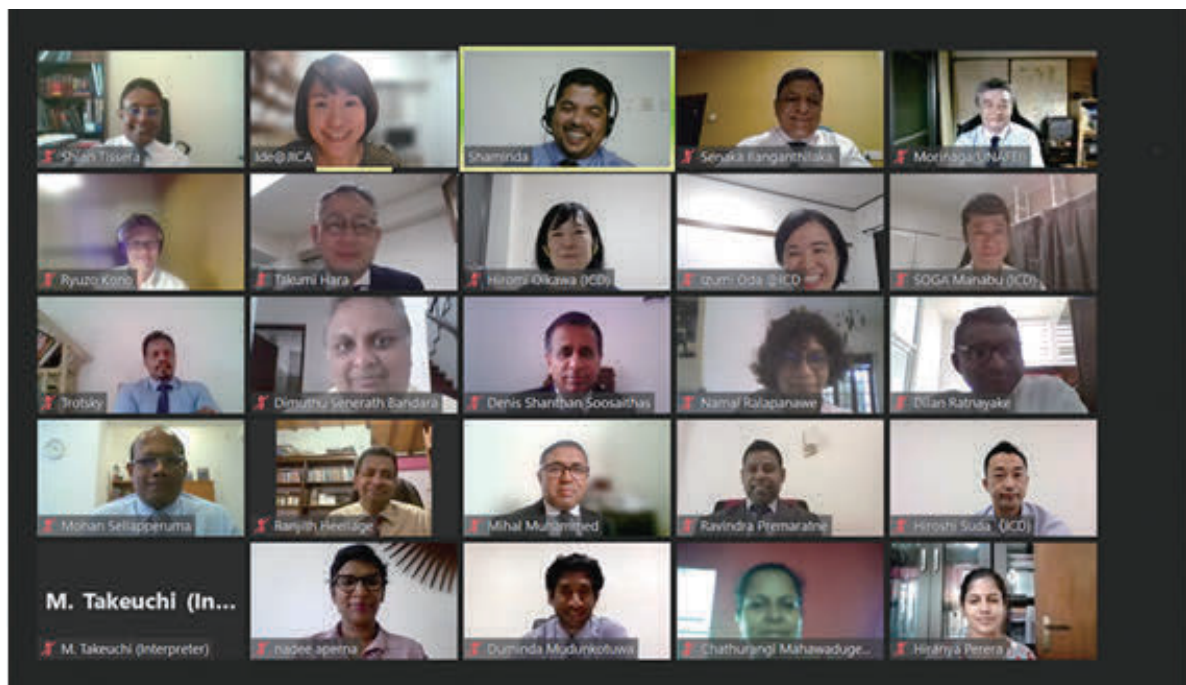
(2) セミナー参加者の感想

本セミナーの最後に数名のセミナー参加者に本セミナーについて感想を求めたところ、全員が「本セミナーは非常に有意義であった」旨のコメントを口にし、本セミナー修了後に回収したアンケートにおいても、本セミナーにおいて日英米三か国の制度を取り上げた点やスリランカで導入間近の公判前整理手続をテーマとした点が有意義であった旨のコメントが多く寄せられた。また、講義だけではなく、寸劇形式による説明及びパネル・ディスカッションの実施など様々な形式を用いて本セミナーが実施されたことについても好意的な意見が寄せられた。

5 おわりに

スリランカの刑事訴訟遅延は様々な要因が複雑に絡み合っているものであってその解消は容易ではないが、遅延が少しでも解消されるよう、より充実した研修を実施すべく担当者一同努力してまいりたい。

最後に、本セミナーにご協力いただいたスリランカ側及び日本側の関係者の皆様に心より御礼申し上げたい。



【最終日の記念写真の様子】

2021年8月スリランカオンラインセミナー日程表

8/10 (火)	10:00 (スリランカ)	12:00	13:30	15:30	15:45-17:00
	13:30 (日本)	15:30	17:00	19:00	19:15-20:30
	導入 (自己紹介, 本セミナーの趣 旨説明, スリランカの公判 前整理手続の立法に関する 質疑応答)	休憩	プレゼンテーション 「日本における 訴追裁量・起訴基準」	休憩	プレゼンテーション 「日本における 刑事訴訟遅延防止策」
	JICA, ICD, スリランカ側参加者		ICD及川教官・河野教官		ICD曾我教官
8/11 (水)	10:00 (スリランカ)	12:00	13:30	15:30	15:45-17:00
	13:30 (日本)	15:30	17:00	19:00	19:15-20:30
	プレゼンテーション・ディス カッション 「アメリカにおける 公判前整理手続の概要 ～連邦及び州の各手続～」	休憩	プレゼンテーション・ディス カッション 「アメリカにおける 訴追裁量・起訴基準」	休憩	パネルディスカッション 「スリランカにおける 訴追裁量・起訴基準」
	米国国際開発庁 司法プロジェクト スリランカチーフ エメリー アドラディオ氏 ファシリテーター 森永所長		エメリー アドラディオ氏 ファシリテーター 森永所長		ファシリテーター 森永所長 パネリスト: 高等裁判所裁判官, 治安判事裁判所裁判官, 検察官, 弁護士 (スリランカ) エメリー アドラディオ氏
8/12 (木)	10:00 (スリランカ)	12:00	13:30	15:30	15:45-17:00
	13:30 (日本)	15:30	17:00	19:00	19:15-20:30
	プレゼンテーション 「日本における 公判前整理手続の運用」	休憩	プレゼンテーション動画上映 「イギリスにおける 刑事司法制度の遅延解消」	休憩	パネルディスカッション 「スリランカにおける 公判前整理手続とその他の 刑事訴訟遅延防止策」
	ICD曾我教官・尾田教官		英国バリスタ ジャニス ブレナン氏		ファシリテーター 森永所長 パネリスト: 高等裁判所裁判官, 検察官, 弁護士 (スリランカ)
8/13 (金)	10:00 (スリランカ)	12:00	13:30	15:30	15:45-17:00
	13:30 (日本)	15:30	17:00	19:00	19:15-20:30
	プレゼンテーション 「捜査段階の弁護活動と 公判前整理手続～訴訟遅延 防止の観点から～」	休憩	ディスカッション 「スリランカにおける 刑事訴訟遅延の分析と 実現可能な解消策」	休憩	セミナーの振り返り
	原 琢己弁護士		ファシリテーター 森永所長 スリランカ側参加者, ICD, JICA		スリランカ側参加者, ICD, JICA